

## 【KT-report 19】あるべき監査報告書の形式と内容

本会の監事の行う監査について、私の執行三役の経験を踏まえた考察です。

### 1. 監査結果の状況

監事の行う監査業務は本会規約に規定しており、図(表)－1の項目に基づいています。若干の文言は違うが主意（趣旨）は同じです。

|                                                                     |                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 平成 24 年 4 月 1 日施行の規約<br>＜役員・職務＞<br>第 8 条 2 項（4） 監事は、事務並びに会計事務を監査する。 | 平成 30 年 4 月 1 日施行の規約<br>＜役員の職務＞<br>第 9 条（5） 監事は、会計事務と業務執行状況を監査し、通常総会で報告する。 |
| 図(表)－ 1                                                             |                                                                            |

監事の職務遂行結果の報告書の表現について、至近過年度分を並べると図(表)－2のとおりです。結果して、表現（文言）に異なる部分はあるが、いずれも適正であったとする報告なので、報告書の文言自体も、本会運営の執行状況も何も一切問題はありません。

|                                                            | 私が係った年度                                |                              | ――                     |                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 26 年度まで                                                 | 平成 27 年度                               | 平成 28 年度                     | 平成 29 年度               | 平成 30・31 年度                                                                                        |
| 上桜田町内会会計監査報告書                                              | 上桜田町内会 監査報告書<br>上桜田防災会 監査報告書           | 上桜田町内会 監査報告書<br>上桜田防災会 監査報告書 | 上桜田町内会 監査報告書           | 上桜田町内会 監査報告書                                                                                       |
| 〇〇年度上桜田町内会の収入支出帳簿ならびに帳票類、領収書等の添付書類について監査した結果、適正であることを認めます。 | 図－ 3 (1)<br>図－ 3 (2)<br><br>✓ 2 ページに記載 | 図－ 4<br><br>✓ 3 ページに記載       | 図－ 5<br><br>✓ 3 ページに記載 | 上桜田町内会規約第 9 条 1 項 5 号に基づき、同町内会の業務及び会計事務の執行状況並びに関係書類（事業報告書、収入支出帳簿、領収書）等について監査した結果、適正に処理されている事を認めます。 |
| 図(表)－ 2                                                    |                                        |                              |                        |                                                                                                    |

平成28年3月5日

平成27年度  
上桜田町内会 監査報告書

上桜田町内会長 殿

上桜田町内会

監事 遠藤 健二  
監事 伊藤 健二

上桜田町内会規約第8条2項に基づき、同町内会の業務及び会計事務の執行状況並びに関係書類（事業報告書、収入支出帳簿、領収書）等について監査した結果、適正に処理されている事を認めます。

【監査所感】

1. 評価事項

新しい取り組みとして次の2点を評価する。

- (1) 町内会報「かみさくらだ」を創刊し、また、町内会活動状況を回覧にするなど積極的な情報発信に努めている事は評価する。
- (2) 「上桜田町内会 情報共有ファイリング書庫」の設置（暫定措置）、隣組み持ち区範囲図・組織図の作成など会員の要望に応じて、町内会情報の閲覧開示・共有化に努めている事は評価する。

2. 改善要望事項

- (1) 今年度1年を振り返り、当町内会規約並びに細則を遵守し、実施されたかどうかを再検証していただきたい。尚且つ当職の指摘事項を真摯に受け止め改善に努める。
- (2) 会の運営のための会費は公金であり、その支出は常に公正、適切に使用せねばならない。従来の支出金の使途を抜本的に改善・改革し、是々非々の観点に立ち会計運営に努める。
- (3) 役員は、会員からのさらなる理解と協力を引き出すために知恵を出し合い、より良い町内会づくりに努める。  
尚、具体的な項目は、別途、町内会三役宛に提出した。

以上

-7-

図-3(1)

平成28年3月5日

平成27年度  
上桜田防災会 監査報告書

上桜田町内会長 殿

上桜田町内会

監事 遠藤 健二  
監事 伊藤 健二

上桜田防災会規約第16条に基づき、同会の業務及び会計事務の執行状況並びに関係書類（事業報告書、収入支出帳簿、領収書）等について監査した結果、適正に処理されている事を認めます。

【監査所感】

1. 評価事項

新しい取り組みとして次の2点を評価する。

- (1) 防災用品収納庫を早期に設置した事は、防災用品の適切な維持・管理の面から評価する。
- (2) 昨年9月13日（日）開催の初期消火訓練で、74名の参加者があったことに対し、執行部の取り組みと参加者の関心の高さを評価する。

2. 改善要望事項

- (1) 防災用品の今後の備蓄について、予算や補助金にもよるが、年次計画などを作成し整備を検討する。  
例として、救護用担架・外傷用応急処置物品・避難者用生活用品・非常用発電機と投光器等々。
- (2) 大規模災害発生当初の共助（人命救出）活動を迅速に実施するため、山形市自主防災組織マニュアルの指針に基づき、地区内の機械力・人材の発掘を検討する。

以上

-8-

図-3(2)

平成 28 年度

上桜田町内会 監査報告書

上桜田町内会長 殿

平成 29 年 3 月 4 日 (土)

上桜田町内会規約第 8 条 2 項に基づき、同町内会の業務及び会計事務の執行状況並びに関係書類（事業報告書、収入支出帳簿、領収書）等について監査した結果、適正に処理されている事を認めます。

上桜田町内会  
監 事 遠藤 健二  
監 事 伊藤 健二

以上

---

平成 28 年度

上桜田防災会 監査報告書

上桜田防災会会長 殿

平成 29 年 3 月 4 日 (土)

上桜田防災会規定第 16 条に基づき、同会の業務及び会計事務の執行状況並びに関係書類（事業報告書、収入支出帳簿、領収書）等について監査した結果、適正に処理されている事を認めます。

上桜田町内会  
監 事 遠藤 健二  
監 事 伊藤 健二

以上

図－ 4

平成 29 年度上桜田町内会監査報告書

上桜田町内会長 殿

上桜田町内会規約第 8 条 2 項に基づき、同町内会の業務及び会計業務の執行状況並びに関係書類について監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

記

1. 監査月日 平成 30 年 3 月 3 日(土)
2. 監査場所 上桜田公民館
3. 監査実施書類
  - (1)平成 29 年度上桜田町内会会計決算書、現金出納帳、項目別現金出納帳、預金通帳、領収書類
  - (2)平成 29 年度上桜田公民館運営資金決算書、預金通帳、領収書類
  - (3)平成 29 年度上桜田月山神社維持資金決算書、預金通帳
  - (4)平成 29 年度上桜田防災会決算書、預金通帳、領収書類
  - (5)その他(平成 29 年度上桜田里山会決算書、預金通帳、領収書類)

以上

平成 30 年 3 月 3 日

上桜田町内会  
監 事 船越 隆雄  
監 事 池野 一晴

図－ 5

ところで、平成 27 年度の定時総会において、監査報告書に対して従来の書式に監査所感を入れたことが気に食わないと言ってイチヤモン・ケチを付けた立派（マンキタゲ倭奸根性の馬鹿者）な方がいました。恥もなくひ

がみ・ねたみ・しょねみの幼児性！丸出しでありました。平成 28 年度においても同様の形式にしようとしたが、会長から元に戻せという強い指示があり、やむを得ず従いました。

そもそも、社会通念としての監査報告書の書式・中身（形式、スタイル）は、検査の観点、着眼点、対象および方法などの実施状況、ならびに検査結果や所見（所感）を記述します。小規模組織において「監査の結果、適正です（異常無し）」と簡潔に記述しているのは、昔からの慣例に従っただけなのです。しかしです、「適正（異状無し）」は、それはとても結構なこととしも、客観的な立場の監事として何か感想はなかったのですか、何かアドバイスはなかったのですか、と聞きたいというのが一般会員の率直な心情だと思います。また、監査を行った側においても、「適正（異状無し）」であったとしても、所見（所感）を述べたいとする考え方は、責務の発露として当然のことなのです。当時の監事は遠藤健二さんと伊藤健二さんでしたが、両名からは共通的に業務全般について、遠藤さんからは特に会計業務について、伊藤さんからは特に防災会について、重点的に監査して貰いました。

なお、平成 28 年度の監査の書式としては、基本的に従前型に倣ったが、監事から次のような理由説明がありました。

- ・ 27 年度と同じ執行部で業務執行に当たって来たこと
- ・ 28 年度事業計画には、27 年度監査結果を踏まえて、ほぼ同様の結果となっていること

また、28 年度事業の計画に当っては、図(表)－6 のように、従来から前年度まで実施して来た事業を継続事業、次年度新しく取り組む事業を新規事業として区分け整理しました。

## 1. 基本方針

本町内会を取り巻く環境を概観すると、芸工大前土地区画整理事業が10年経過後の平成20（2008）年に竣工し、現在は300世帯（持ち家）ほどの新しい街に変貌を遂げた。多様な価値観を持った人達で構成する町内会となった。その中で、当町内会規約の第2条には「本会は、上桜田町内に居住する者の親睦並びに福利増進を図り、町内会の発展と明るい住み良い町内をつくることを目的とする。」と記述されている。執行部は、会員と共に、町内会関係諸団体、行政委嘱委員との連携を図り、前記目的に向かって諸事業を展開・推進し、当町内会のさらなる発展・向上を目指すものである。

## 2. 主要な事業計画

例年の恒常的なものは、継続事業とし本年度も実施する。新たな視点を取り入れた主要なものを「新規業務」として記述する。なお、監査報告書を尊重し、検討を加える取り組みとする。

## (1) 総務部関係

## a. 継続事業

市報等行政情報などの配布・回覧、夏祭りビアガーデンの開催等

## b. 新規業務

## (a) 書類整備

金庫保管重要書類のファイルバインダー化

## (b) 町内会規約・細則の見直し（活動・運営に係る各種マニュアル類の整備を含む）

## (c) 上桜田 月山神社運営についての検討

## (d) その他

## (2) 会計部関係

## a. 継続事業

町内会費の円滑な徴収、適切な入出金業務等

## b. 新規業務

## (a) 備品台帳の整備

## (b) その他

## (3) 環境衛生部関係

## a. 継続事業

山形市一斉清掃との連携実施、町内会施設の整理・整頓・清掃活動、三桜田水利保全協力（堰上げ）  
上桜田林道草刈作業等

## b. 新規業務

## (a) ごみ集積所管理についての検討

## (b) その他

## (4) 防犯防災部・上桜田防災会関係

## a. 継続事業

防犯防災の巡回、防犯灯巡回・点検、防犯防災の啓発等

## b. 新規業務

## (a) 防災用品備蓄の年次計画の作成検討

## (b) その他

|                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (5) 福祉部関係<br>a. 継続事業<br>上桜田いきいきサロンの毎月実施、三者懇談会（三役・民生委員・福祉協力員）の開催等<br>b. 新規業務<br>(a) 「上桜田いきいきサロン」参加者拡大に向けた取り組み<br>(b) その他 |
| 図(表)－6                                                                                                                  |

本会の執行役員の任期は2年です、短いようで長く、長いようで短い、大きな改革は難しい面は否めません。しかし、面々の殆んどは還暦を過ぎて経験豊かな策士です。その時のメンバーの力量を集めて総合力を発揮すれば、着実な前進を図ることで出来るはずです。志気・情熱の有りや否やです。事業内容にしても、総会資料の作り込みにしても、時々<sup>いび</sup>の執行部の独自性を発揮した特色あるものを出して行けばいいのです。メンバーの組み合わせの中で「得手不得手」が出るものです、改善工夫の努力を行うのは健全な組織にあっては当たり前です。私の従事した2年間は、最高責任者たる会長の柴田和宜<sup>かずよし</sup>さんが済々と組織運営の全体を指揮統制して来ました。その元で事務局（総務部長）を担当した私は、監査報告書の形式などを含めて、本会の健全な運営に資して来たと思っています。私は、今も振り返って、あの時の2年間（平成27・28年度）の柴田態勢下の取り組みは、形式は従前とは違った内容もあったが、社会通念、執行部の善管注意義務や公序良俗に照らして、何ら恥じることは無かったと思っています。前例踏襲の活動で流し、無為姑息で見<sup>い</sup>て見ぬ振り、萎靡沈滞に過ぎてしまう（ごまかす）というのは卑怯です。三役は図－7のとおりの高額な役員報酬を貰っているのです、頑張らない訳がありません。

上桜田町内会役員関係 手当一覧

| 役職名   | 人数  | 平成25年度  | 平成26年度  | 平成27年度  | 平成28年度           | 平成29年度                | 平成30年度               | 平成31年度  |
|-------|-----|---------|---------|---------|------------------|-----------------------|----------------------|---------|
| 会長    | 1   | 70,000  | 80,000  | 80,000  | 75,000           | 75,000                | 80,000               | 80,000  |
| 副会長   | 2   | 50,000  | 50,000  | 50,000  | 45,000           | 45,000                | 50,000               | 50,000  |
| 部長    | 3   | 30,000  | 30,000  | 30,000  | 25,000           | 25,000                | 30,000               | 30,000  |
| 組長    | 21  | 10,000  | 6,000   | 6,000   | 6,000            | 6,000                 | 8,000                | 8,000   |
| 監事    | 2   | 5,000   | 5,000   | 5,000   | 5,000            | 5,000                 | 5,000                | 5,000   |
| 福祉協力員 | 2～5 | 7,500   | 7,500   | 7,500   | 7,500            | 5,000                 | 5,000                | 5,000   |
| 合計    |     | 495,000 | 428,500 | 443,500 | 413,500          | 401,000               | 473,000              | 473,000 |
| 備考    |     | 福祉協力員2名 | 福祉協力員3名 | 福祉協力員5名 | 町内会費減額<br>執行役員減額 | 福祉協力員、市からの助成金増により減額調整 | 執行役員27年度レベルに戻す。組長も増額 |         |

図－7

批判や批評は開かれた組織の中にあっては尊重すべきであり、大いに結構です。一方で、会員はその組織活動全般に係る当事者です。中でも特に真ん中にいたい、というのであれば、ストレートな反駁・否定・破壊の視点では無く、不平不満があれば、建設的・前向きな具体的提案を以て、執行部の背中を後押しするような言動を取って欲しいものだと思います。私は個人的には健全な考え方を持った一般社会人で有りたいと戒めているつもりです。

(end)